

兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会規約（改正案）

兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会規約を以下のとおり改める。

1 改正内容

- (1) 幹事長の役職名変更
- (2) 兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会構成員の変更

変更前		変更後	
(幹事会) 第9条 幹事会は、別表2に掲げる団体(以下「幹事」という。)で構成し、幹事長を置く。 2 幹事長は、兵庫県淡路県民局長及び徳島県未来創生文化部長をもって充てる。		(幹事会) 第9条 幹事会は、別表2に掲げる団体(以下「幹事」という。)で構成し、幹事長を置く。 2 幹事長は、兵庫県淡路県民局長及び <u>徳島県観光スポーツ文化部長</u> をもって充てる。	
別表1 (第3条関係) 兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会構成員 (順不同)		別表1 (第3条関係) 兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会構成員 (順不同)	
	団 体 名		団 体 名
関係団体	淡路地区漁協女性部連合会 (新設)	関係団体	<u>(削除)</u> <u>鳴門海峡の渦潮を世界遺産にする鳴門市議会議員有志連盟</u>

(変更理由)

- ・ 徳島県の令和6年4月1日付けの組織改正に伴う役職名の変更のため
- ・ 「淡路地区漁協女性部連合会」は、令和5年11月に解散したため
- ・ 昨年、オブザーバー参加した「鳴門海峡の渦潮を世界遺産にする鳴門市議会議員有志連盟」より協議会に加盟したい旨の申出があったため

2 改正日

令和7年3月14日（総会での承認後）